

知っていますか -①

動物の飼い主の責務 (第7条)

動物の飼い主(所有者又は占有者)は「命あるもの」である動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し又は保管することにより、動物の健康と安全を保持するように努めなければなりません。これはペットの飼い主だけでなく、ペットショップやブリーダー、展示施設や動物保護シェルターなど、すべての動物の所有者又は占有者も同様です。

第1項 迷惑防止



動物が人を傷つけたり、財産に損害を加えないようにすること。人に迷惑をかけるないようにすること。

第4項 終生飼養



動物の種類や習性などを正しく理解し、原則として、動物がその命を終えるまで適切に飼いつけること。

第2項 感染症の予防



動物の感染症について正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぐこと。

第5項 繁殖制限



動物が増えすぎて、適正な飼養ができなくならないように、不妊去勢手術などの繁殖制限をすること。

第3項 逸走防止



動物が逃げ出したり、迷子にならないように、必要な対策を取ること。

第6項 所有明示(身元表示)



飼い主がわかるよう、首輪や迷子札、脚環、マイクロチップなどを装着すること。

所有明示の重要性

ペットと離ればなれになったときのため、保護された際に飼い主のもとに戻れるよう、迷子札とマイクロチップなど、普段から身元を示すものを二重でつける対策をとっておきましょう。

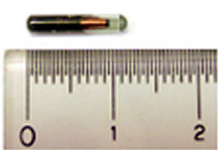
●迷子になるのはこんな時

- ケース1 雷や花火など大きな音に驚いて走り去る
- ケース2 散歩の途中で放れてしまう
- ケース3 閉め忘れたドアや窓から外に出てしまう

- ケース4 移動中に車内から飛び出してしまう
- ケース5 地震などの災害でパニックになって逃げてしまう

●マイクロチップとは・・・動物の個体を識別するためのもの

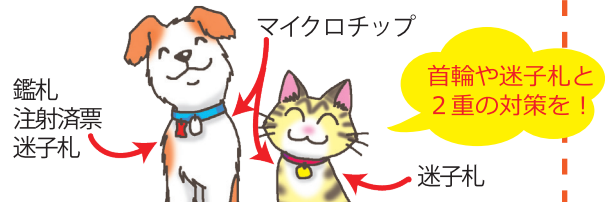
マイクロチップ



- ・直径約2mm、長さ約8～12mmの円筒形のカプセルで包まれた電子標識器具です。
 - ・それぞれに異なる15桁の番号が記録されています。
 - ・一度体内に埋め込むと半永久的に読み取りが可能な身元証明になります。
 - ・獣医師により専用の注射器を使って装着します。
 - ・専用のリーダー※で読み取り、データベースに照会すると飼い主情報を確認できます。
- ※リーダーは保健所や動物愛護センターなどに設置されています。



マイクロチップの読み取り



●飼い主登録について

- ・マイクロチップを装着したら飼い主はデータを登録すること。
- ・飼い主が変わった時、連絡先が変わった時などは、必ず変更の連絡をすること。
- ・装着するだけでは飼い主は見つかりません。

マイクロチップについての問い合わせ先
公益社団法人日本獣医師会(AIPO事務局) 電話 03(3475)1695

データの登録や変更を忘れずに!